

# 不法投棄等防止機材 (ソーラー式監視カメラ) 貸与の手引き

令和8年4月

羽島市生活環境部生活環境課

電話番号：392-1111（内線2192）

## 不法投棄等防止機材（ソーラー式監視カメラ）貸与とは

### 【貸与の目的】

不法投棄等防止機材（ソーラー式監視カメラ）貸与は、地域のごみ集積所の不法投棄又は不適正排出を防止し、快適な都市環境を維持することにより、地域の環境美化に寄与することを目的としています。

### 【貸与の内容】

現に不法投棄等が発生しているごみ集積所の管理者（自治委員）に、不法投棄等防止機材を貸与します。設置及び撤去に要する費用は無料です。

### 【貸与の台数・期間】

- ①貸与する機材の台数は、一つの自治会につき1台です。
- ②貸与する期間は、3カ月以内です。ただし、設置から2カ月が経過した時点において不法投棄等が続いており、継続して貸与が必要な場合は、当初の期間に加え、貸与期間を3カ月以内で延長することができます。  
※多数の申し込みがあった場合は、貸与期間を変更させていただくことがあります。

### 【遵守事項】

- ①機材及び画像データ（機材により撮影、録画された画像）を適正に管理してください。
- ②機材の盗難等に十分注意して管理してください。
- ③機材に盗難、破損等の事故を発見した場合は、速やかに生活環境課に連絡してください。
- ④借受者（自治委員）の故意又は重大な過失により機材に盗難、破損等の損害が生じた場合は、その損害について賠償責任が生じます。機材の管理に際し、他の者に損害を与えた場合も同様となります。
- ⑤機材の設置及び撮影に関して苦情等があるときは、借受者が誠意を持って当該苦情の解決に当たってください。

## 【申請受付】

- ①受付期間 5月1日（金）から令和9年3月5日（金）まで  
（ただし、土・日・祝日・年末年始を除く。）

### 窓口・電話受付時間

午前8時45分から午後4時45分

※令和8年度初回受付期間 5月1日（金）から5月15日（金）

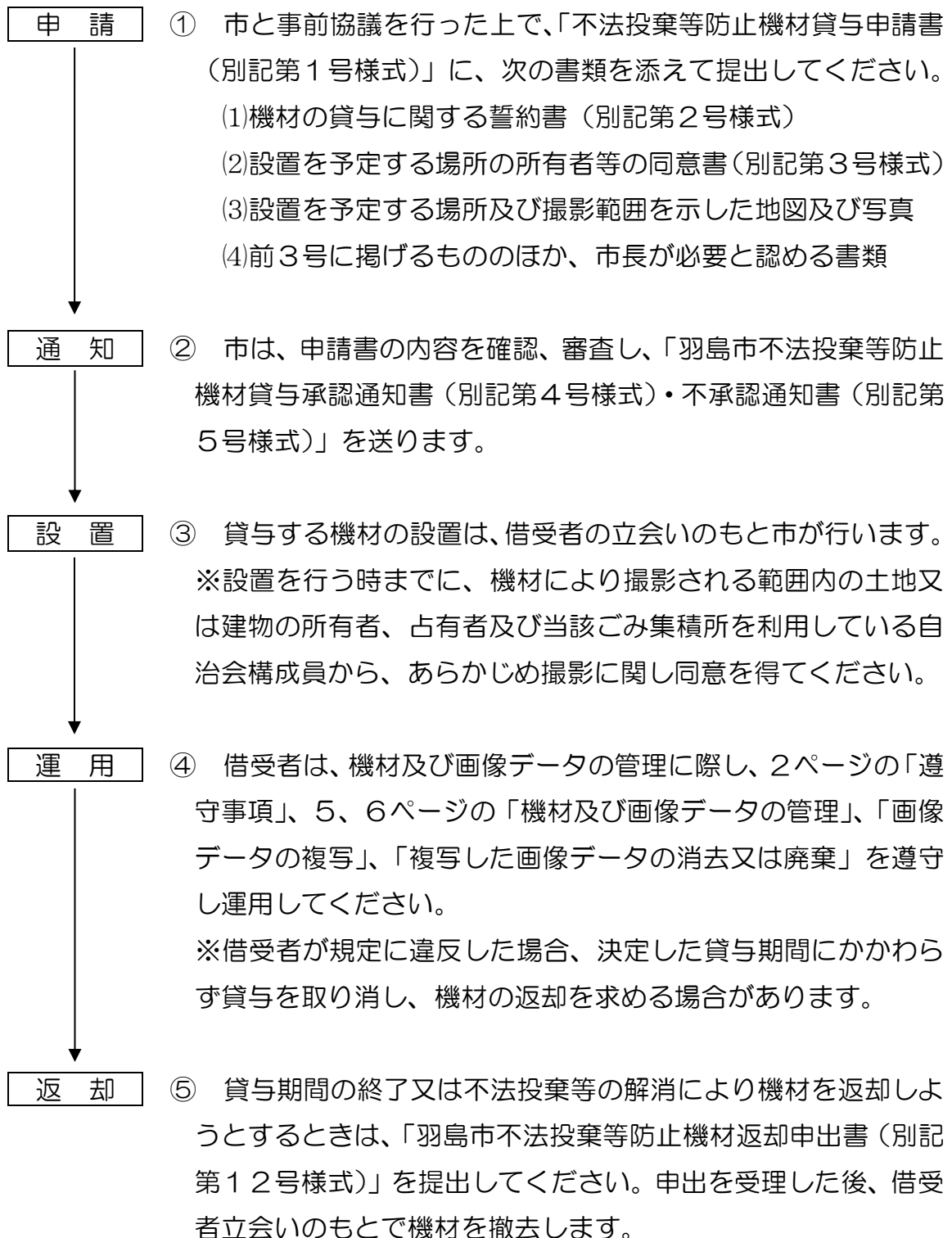
※初回受付期間のみ申し込み多数の場合、抽選で貸与順を決定させていただきます。

- ②受付場所 市役所本庁舎2階 生活環境課 72番窓口

- ③貸与する機材には限りがあります。現時点で貸し出しは行っていますので、前年度に受付した自治会の順番の後に、受付順で貸与することになります。

## 貸与の申請方法

### 【申請の流れ】



## 貸与決定後の注意事項

### 【機材及び画像データの管理】

- ①機材及び画像データを適正に管理するため、自治会構成員の中から、機材の操作や画像データの運用等に従事する者（以下「運用担当者」）を定めてください。
- ②運用担当者を定めたときは、「不法投棄等防止機材運用担当者届出書（別記第7号様式）」に「不法投棄等防止機材運用担当者誓約書（別記第8号様式）」を添えて、生活環境課に提出してください。

### 【画像データの複写】

- ①借受者及び運用担当者は、画像データから知り得た情報を第三者に提供することはできません。貸与期間が終了した後も同様です。
- ②借受者は、不法投棄等があったと認められるとき又は次の(1)(2)に該当するときに限り、画像データを借受者又は運用担当者の所有する記録媒体に複写（紙媒体に印刷することを含みます。以下「複写した画像データ」）することができます。

複写しようとするときは、あらかじめ市に連絡してください。

(1)不法投棄等を市、警察又は弁護士に相談するために、市、警察又は弁護士に複写した画像データの提供、閲覧が必要なとき。

(2)法令の規定に基づき、捜査機関等から公文書により複写した画像データを提供、閲覧を求められたとき。

- ③複写したときは、「不法投棄等防止機材画像データ管理簿（別記第9号様式。以下「画像データ管理簿」）」に必要な事項を記録し、貸与期間以後1年間保存してください。機材を返却するときまでに、画像データ管理簿の写しを生活環境課に提出してください。
- ④複写した画像データを提供、閲覧させる場合は、「不法投棄等防止機材画像データ外部提供管理簿（別記第10号様式。以下「画像データ外部提供管理簿」）」に必要な事項を記録し、貸与期間以後1年間保存してください。機材を返却するときまでに、画像データ外部提供管理簿の写しを生活環境課に提出してください。

### 【複写した画像データの消去又は廃棄】

- ①複写した画像データは、機材を返却するときまでに消去、又は廃棄してください。ただし、不法投棄等に関する情報が記録された複写した画像データについては、証拠の保全上又は公益上の必要があるときに限り、必要な期間保存することができます。
- ②複写した画像データを消去若しくは廃棄したときは、画像データ管理簿に必要な事項を記録し、「不法投棄等防止機材画像データ消去・廃棄届出書（別記第11号様式）」を生活環境課に提出してください。

### 【その他】

- ①上記の規定に違反した場合は、決定した貸与期間にかかわらず貸与を取り消し、機材の返却を求める場合があります。
- ②貸与を取り消された場合は、取り消された日から1年間、機材の貸与を受けることができません。

【不法投棄等防止機材（ソーラー式監視カメラ）の写真】

1 設置型監視カメラ

（幅1000mm×奥行1000mm×高さ2253mm）



2 トレイルカメラ

（幅88mm×奥行80mm×高さ125mm）

追加ソーラーバッテリー

（幅174mm×奥行35mm×高さ239mm）

